

2023年11月

1. 最近の出来事総集編(2023年10月14日~11月17日)

- オーストラリアと中国との貿易取引についてです。2020年以降、オーストラリアと中国の外交上の関係性が悪化し、ワインの輸出時に107%から212%の関税がかけられるなど、経済に影響がでています。11月4日から7日にはアルバニー首相がオーストラリアの首相としては2016年以降初めて中国に訪問し、習近平国家主席と会談が行われました。オーストラリアのワイン業界にとっても極めて重大な局面を迎えております。
- 11月7日(火)は163回目のメルボルンカップが開催されました。1着賞金はAUD4.4Mとなっており、オーストラリアで最大のレースとなっております。優勝はWITHOUT A FIGHTで日本のブレイクアップは16着でした。
- ATO (Australian Taxation Office) は法人税の納付状況についてのレポートを発表しました。それによると、2022年6月期の大企業が支払った納税額はAUD83.8bnとなりました。2021年6月期に比べて22.2%の増加となり、当該レポートの報告開始以来最高額となったと発表がありました。
- Meat and Livestock Australia (MLA)によると、今年、牛の価格は60%、羊の価格は70%下落しております。一方で、スーパーマーケットでの牛肉に価格の下落は8%となっており、卸売りと小売りとで価格の不均衡が生じております。

2. クリスマスパティー等におけるFRINGE BENEFIT TAX (FBT) の免除

47%と高い税率が課されるFRINGE BENEFIT TAX (FBT) ですが、特定の場合に免除を受けることができます。本稿ではクリスマスパーティー等における FBT の免除について概要を紹介します。

- 会社で開催されるクリスマスパーティーに係る費用は、一定の要件を充たす場合に FBT が免除となる可能性があります。
- 具体的には、接待飲食費について「50-50 split method」(注) を採用していない場合、以下の条件を充たせば **FBT が免除**となります。
 - クリスマスパティーの飲食に係る費用であること
 - **営業日**に提供されていること
 - **事業敷地内**で提供されていること
 - **現在の従業員**に対して提供されていること (従業員の家族や親戚等への提供は免除の対象になりません)
- 上記の他、パーティー費用やクリスマスギフト費用がそれぞれ従業員 **1 人当たり 300 豪ドル未満**の場合は、所定の条件を充たすことで **FBT を少額免除**することができる可能性があります。この少額免除は従業員だけでなく**従業員の家族や親戚等も対象**となります。なお、この 300 豪ドル未満か否かの判定は、パーティー費用とクリスマスギフト費用を合算せずそれぞれで行います。

(注) FBT 年度中 (毎年 4 月～翌年 3 月の 1 年間) における全ての接待飲食費 (従業員または顧客等のいずれに提供されたかに関わらず) の 50%を課税対象額とする方法

お問い合わせ先

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

Web : <https://www.faircongrp.com/>



讃岐 修治

オーストラリア国公認会計士

E-Mail : sh.sanuki@faircongrp.com



鳥居 裕司

日本国公認会計士/米国公認会計士

オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士

E-Mail : hi.torii@faircongrp.com



横山 春紀

日本国公認会計士

E-Mail : ha.yokoyama@faircongrp.com

「FCG オーストラリア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。